



こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 5371-9164 自宅 5(FAX 兼用) 6 9 1 - 3 3 2 3
日本共産党京都市議員団 5 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 211-2130 '14年 7月 20日号
市議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp

保育訴訟で市長の違法を断罪 —— 京都地方裁判所判決 —— 市民の運動と党議員団の論戦で「違法状態」を正常化

井上けんじ議員が市民の皆さんとともに取り組んできた裁判で、このほど、京都地方裁判所が、市長の違法を認める判決を言い渡しました。

国や自治体が行政の方針を決める際、大学の先生などに依頼して諮問機関を設け、意見を聞くことがあります。この諮問機関の多くは、法律では「附属機関」と呼び、条例で、即ち議会で議決し

4人揃って街頭から訴え

7月13日午後、こくた恵二衆院議員・井上けんじ市議・山内よし子府議、及び森田由美子来春市議選予定候補の4人が街頭宣伝。憲法を守ろう、国保料引き下げ、敬老乗車証の改悪ストップ、消費税増税ストップ、社会保障改悪するな、等々と訴えました。



て設置しなければならぬと決められています（地方自治法）。ところが市長は、市立保育所を誰に民間移管するかを決める諮問機関に附属機関を、条例に基づかず設置、移管先法人の選定等を諮問してききました。井上議員ら共産党議員団は、これは法律違反だと議会で追及、また市民に呼びかけ、住民監査請求や裁判に、市民の皆さんと一緒に取り組んできました。市は、この機関は、「市の最終方針を決めるわけではないから附属機関にはあたらない」などと主張してききました。が、決めるわけではないからこそ附属機関であって、この言い分は通りません。はたして判決は「違法」だと認定しました。もっとも、裁判では、

最近の相談から
◎労災について。事業主が同意しない場合でも、労働者個人で申請できます。所轄の労働基準監督署へ。自己意見書なども添えましょう。専門の相談センターも紹介しますので、詳細は井上議員迄。

もつとも、裁判では、公金の使い方についてしか訴えられず、この点について裁判所は、市にあって金銭的な損害はなかったと判断しました。この運動の過程で、市は、これまであいまいであった多くの諮問機関を条例化するなど、法律上、整理を図ってきました。

保育裁判の判決について報道する6月25日付けの「京都新聞」より転載

京都新聞 2014年6月25日

支出を違法と認定 京都地裁 賠償請求は棄却

京都地裁 京都地裁 賠償請求は棄却

京都市保育所の民間移管先を検討する有識者委員会委員へ支払った報償費は、条例に基づかない違法支出だとして、市民らが門川大作市長を相手に、支出した約1,200万円を市に損害賠償するよう求めた訴訟の判決が23日、京都地裁であった。梅村明剛裁判長は、報償費は違法と認定した一方、市に損害はないとして請求を棄却した。

梅村裁判長は、同委員会が職務内容から地方自治法の「附属機関」に該当し、本来、条例に基づく設置が必要だったと判断した上で、市長は報償費の支払いを止める義務があったのに違反したと認定した。一方、委員の労務提供で市は利益を得ており、損害は発生していないとして市長に損害賠償義務はないとした。

判決によると、市の有識者委員会は2012年5月、乳児保育所などの民間移管のため研究者ら4人で設立。13年10月までに会議や視察、審査などを実施し、同11月の条例改正で設置された部会に職務を継承し、消滅した。この間、市は委員4人に計約1,200万円を報償費として支出した。

原告側代理人は「議会軽視の行政手法に対する司法の批判だ」と評価、京都市保育課は「報償費は条例に基づかなくてもよい」という主張が認められず遺憾」とコメントした。

核兵器なくそうと、平和行進

7月12日は、核兵器廃絶をめざす国民平和行進の市内網の目行進日。核兵器をなくそう、広島・長崎を繰り返すなど、市内各地・各コースにて平和行進。井上議員も、大石橋上る、九条診療所前から吉祥院病院を経て西大路四条まで歩きました。

